

# 滋賀県

## 精神科病床数が少ない県での地域移行

滋賀県は、精神科病床数が少ない県であり、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。

## 1 県の基礎情報

### 滋賀県

#### 湖西福祉圏域

精神科病院 ……0カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神神経科診療所 ……0カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神保健福祉手帳 451人

#### 湖北福祉圏域

精神科病院 ……2カ所  
○デイケア ……1カ所  
精神神経科診療所 ……1カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神保健福祉手帳 1,430人

#### 湖東福祉圏域

精神科病院 ……1カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神神経科診療所 ……3カ所  
○デイケア ……1カ所  
精神保健福祉手帳 1,617人

#### 大津福祉圏域

精神科病院 ……5カ所  
○デイケア ……2カ所  
精神神経科診療所 ……7カ所  
○デイケア ……2カ所  
精神保健福祉手帳 3,647人

#### 湖南福祉圏域

精神科病院 ……2カ所  
○デイケア ……2カ所  
精神神経科診療所 ……8カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神保健福祉手帳 2,941人

#### 東近江福祉圏域

精神科病院 ……2カ所  
○デイケア ……1カ所  
精神神経科診療所 ……1カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神保健福祉手帳 2,085人

#### 甲賀福祉圏域

精神科病院 ……1カ所  
○デイケア ……1カ所  
精神神経科診療所 ……1カ所  
○デイケア ……0カ所  
精神保健福祉手帳 1,228人

#### ★7福祉圏域の合計(全県)

●精神科病院 ……12カ所  
●精神神経科診療所 ……21カ所  
○デイケア ……10カ所

#### 取組内容

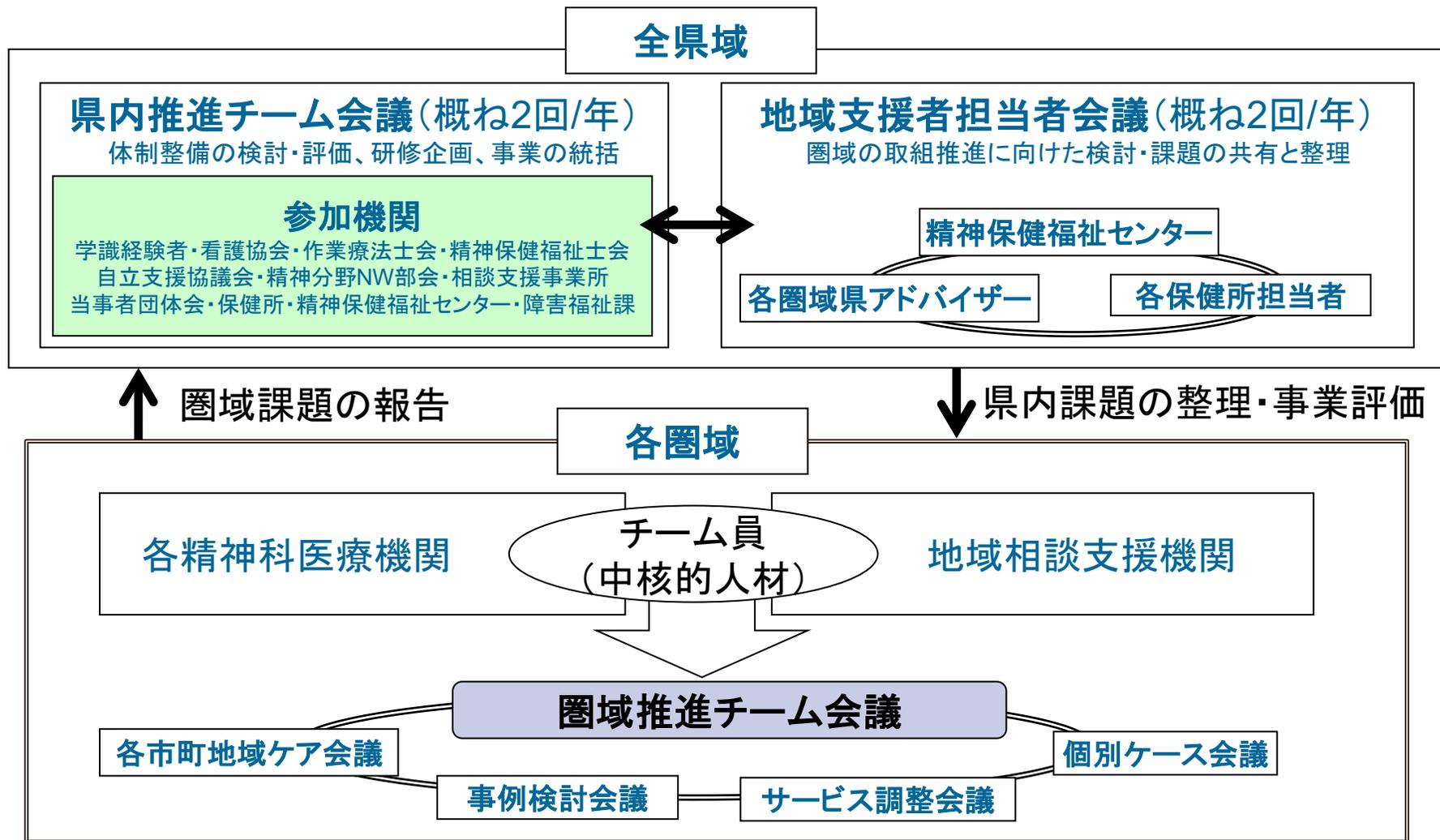
##### 【人材育成の取り組み】

- ・ 県内推進チーム会議の設置・中核的人材育成研修の開催

### 基本情報

障害保健福祉圏域数 (R5年4月時点)	7	カ所
市町村数 (R5年4月時点)	19	市町村
人口 (R5年4月時点)	1,405,299	人
精神科病院の数 (R5年4月時点)	12	病院
精神科病床数 (R4年4月時点)	2,271	床
入院精神障害者数 (R4年6月時点)	合計	1,820 人
	3か月未満 (%: 構成割合)	464 人 25.5 %
	3か月以上1年未満 (%: 構成割合)	287 人 15.8 %
	1年以上 (%: 構成割合)	1,069 人 58.7 %
	うち65歳未満	306 人
	うち65歳以上	763 人
退院率 (R元年実績)	入院後3か月時点	70.8 %
	入院後6か月時点	85.4 %
	入院後1年時点	91.1 %
相談支援事業所数 (R5年4月時点)	基幹相談支援センター数	7 カ所
	一般相談支援事業所数	24 カ所
	特定相談支援事業所数	152 カ所
保健所数 (R4年4月時点)	7	カ所
(自立支援)協議会の開催頻度 (R5年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	12 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年4月時点)	都道府県	有 1 カ所
	障害保健福祉圏域	有 7 / 7 カ所/障害圏域数
	市町村	有 5 / 19 カ所/市町村数

## 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム関連会議



# 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

滋賀における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組の全体像

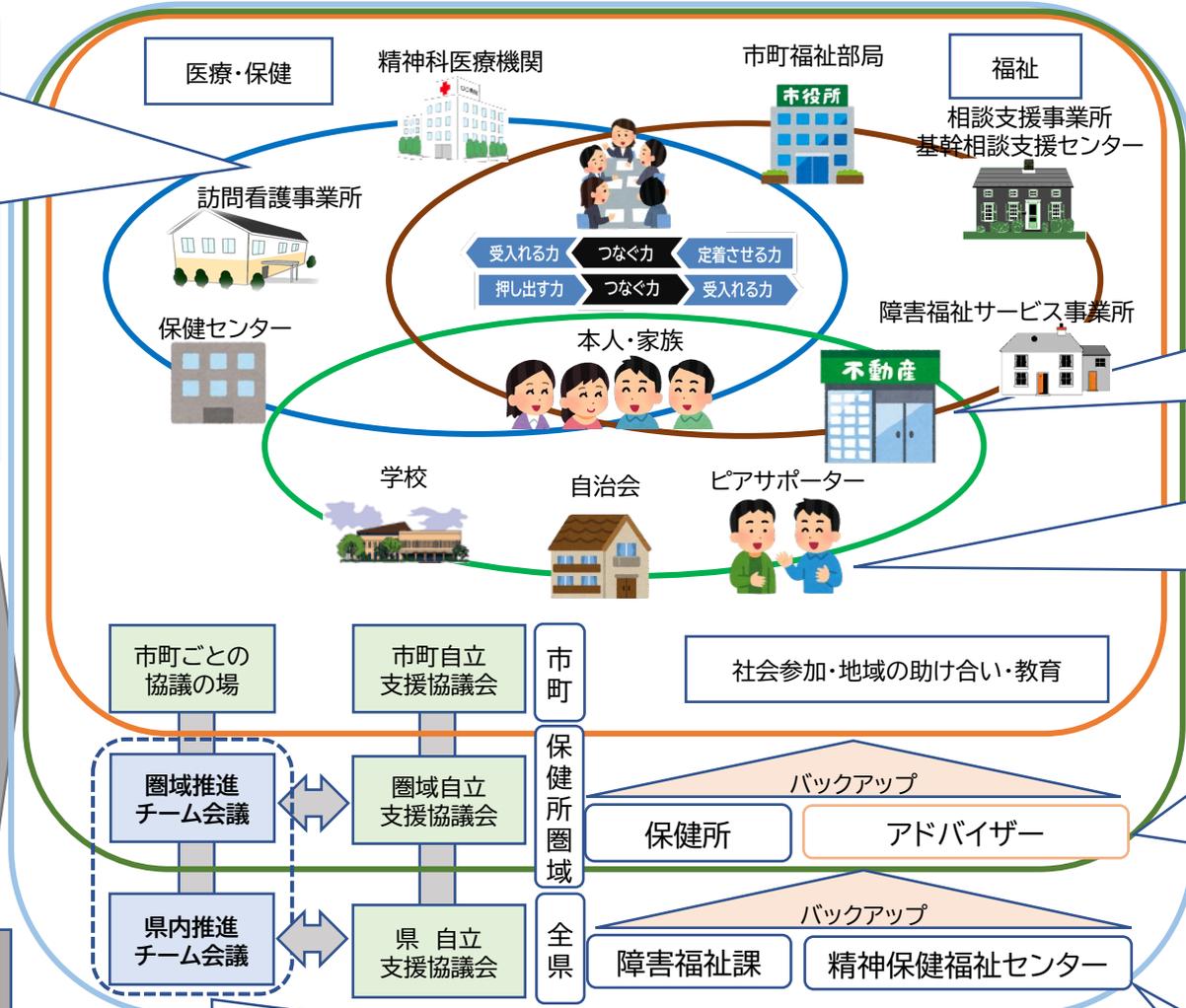
目的 精神障害者が**住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができる**よう、医療・保健・福祉等の**関係機関の連携**の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の**医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑**に行われ、地域移行後の**日常生活が安定して送れる**ための**支援体制を構築**する。

- (オ)多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築
- 児童・思春期
  - 発達障害
  - 依存症
  - PTSD
  - 高次脳機能障害
  - 精神科救急医療システム
  - 退院後支援計画策定推進
  - 災害精神医療
  - 医療観察法
  - ひきこもり
  - 自殺対策
- ※○疾患 ●対策

## 疾患・対策ごとの協議の場

- 発達障害者支援地域協議会
- 依存症対策連絡協議会
- 高次脳機能障害対策推進会議
- 精神科救急システム調整会議
- 自殺対策連絡協議会
- 滋賀県精神保健福祉審議会

精神保健福祉法第9条  
・精神保健福祉に関する事項を調査審議させるため設置



(ア)精神障害に対する正しい理解の促進

- ・各種啓発週間の取組
- ・ゲートキーパー養成研修
- ・こころの健康フェスタ

(ウ)精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- ・不動産屋、家主等への啓発
- ・グループホーム等の県営住宅活用
- ・就労支援

(キ)家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- ・地域住民との交流事業
- ・ピアサポーター活用事業
- ・断酒同友会、連絡会、ダルク、自死遺族の会等の連携支援
- ・家族会への支援

(エ)相談支援体制の充実

- ・相談支援体制整備事業
- 各圏域にアドバイザーを配置し、圏域の体制づくりや困難事例等への助言等
- ・保健所を核とした体制整備

(カ)支援人材の養成

- ・基礎研修、スキルアップ研修
- ・中核の人材育成事業研修
- ・各分野専門研修

(イ)医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- ・滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業
- 圏域推進チーム会議、県内推進チーム会議を開催し包括的な支援体制の推進

# 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を受けて、滋賀県では、精神障害者退院促進事業、精神障害者地域移行支援事業（平成19年度～平成23年度）、精神障害者早期支援・地域定着推進事業（平成23年度下期～平成25年度）、精神障害者在宅チーム医療体制整備事業（平成27年～平成29年）などの事業を実施。

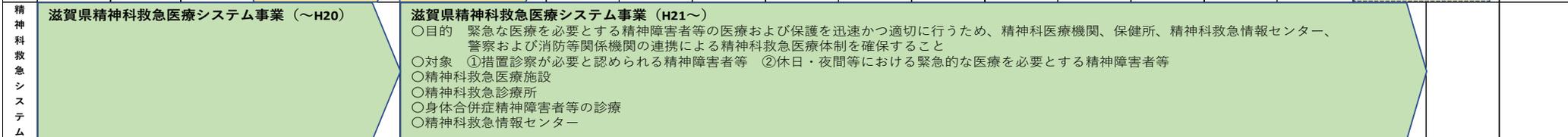
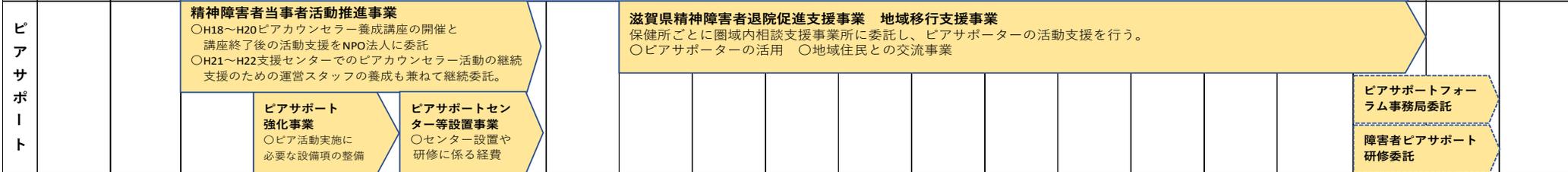
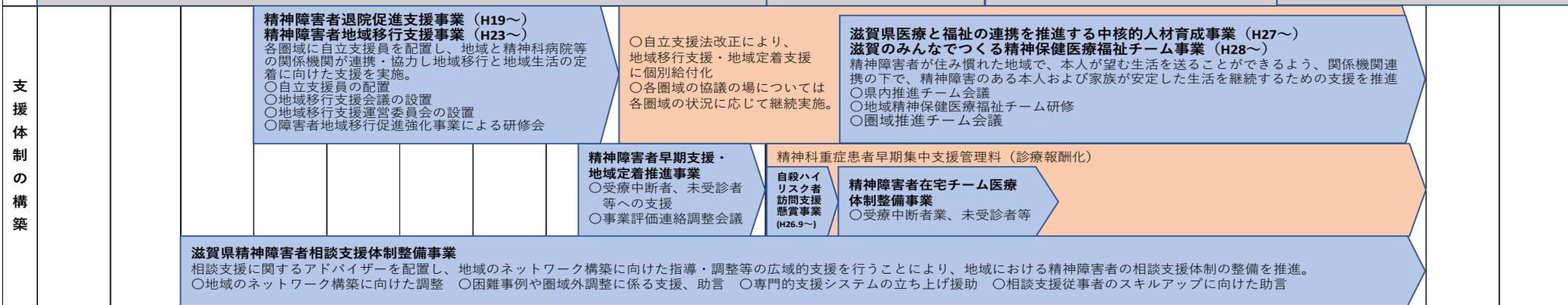
○平成24年の自立支援法改正により、精神科病院からの地域移行支援は、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化され、各圏域における精神障害者の地域移行に係る課題検討の場合は各圏域の状況に応じて継続。

○平成26年4月に国より示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を受け、平成27年度より滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業において、再び全县で精神障害者の地域生活支援に係る課題等の協議の場を設置。

○滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であるため、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、平成28年度より滋賀のみならず、全国でつくる精神保健医療福祉チーム事業に取り組んでいる。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
国 県 計 画 等				第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
	第2次障害者基本計画						第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画									
	淡海障害者プラン			障害者福祉しがプラン			新・障害者福祉しがプラン			滋賀県障害者プラン			滋賀県障害者プラン2021									
等	H18.4障害者自立支援法			H25.4障害者総合支援法																		

通 知	H16.9精神保健医療福祉の改革ビジョン 入院医療から地域生活中心へ ○国民の理解の深化 ○精神医療の改革 ○地域生活支援の強化を今後10年で進める。					H21.9精神保健医療福祉のさらなる改革にむけて 地域を拠点とする共生社会の実現に向けて ○精神保健医療体系の再構築 ○精神医療の質の向上 ○地域生活支援体制の強化 ○普及啓発の重点の実施					H26.4良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性					H29.2これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 ○精神科病床のさらなる機能分化					R3.3精神障害者の対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書					R4.6地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書				
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

## ＜令和4年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度末)	具体的な成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7	7	圏域自立支援協議会の精神障害関係を検討する部会をベースに会議体を構成し、精神障害者支援推進体制の整備を進めてきた。
②圏域内人材育成研修	7	6	各圏域の課題を基に研修会に取り組んだ。 テーマ： (大津)地域包括ケアシステム・精神保健福祉法改正について (草津)精神疾患の理解・精神疾患、精神障がいの特性と支援方法の理解・困難を抱えた人を地域で支えていくために～事例を通して考える～ (甲賀)精神疾患とピアサポートを考える (彦根)合同部会事例検討会 (長浜)精神緊急対応状況ケース検討会 (高島)精神障がいの疑い、知的障害がある方のケース・双極性障害の理解と接し方の基本、精神科疾患にある方や家族への支援について
③病院での会議または研修会の開催	7	0	新型コロナウイルス感染症の影響から、病院内での会議や研修会の開催はできていないが、医療機関職員がすべての圏域で会議に参画している。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 各圏域での体制整備の充実
2. ピア活動への参画
3. 県内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けてより重層的な体制の整備

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
		行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
方向性の統一(県の課題や方向性の共有)	役割の理解と具体化 具体的取組のイメージ化	医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有
		行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
専門性強化のための研修・実践体系の構築	地域精神保健福祉の体制強化 行政精神保健福祉活動の強化研究	医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有
		行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和5年度末)	見込んでいる成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7圏域	7圏域	検討する場の確保
②圏域内人材育成研修	6圏域	7圏域	人材育成の組織的体制整備
③病院での会議開催	0圏域	7圏域	医療機関従事者の参画

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### 【にも包括構築の体制】

精神障害者が**住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができる**よう、医療・保健・福祉等の**関係機関の連携**の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の**医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑**に行われ、地域移行後の**日常生活が安定して送れる**ための**支援体制を構築**する。

所管部署名	所管部署における主な業務
障害福祉課	協議の場の設置・運営

連携部署名	連携部署における主な業務
精神保健福祉センター	各保健所のバックアップ・人材育成等
各保健所	圏域における精神保健に関する相談・訪問指導、圏域の体制整備に係る協議の場の設置・運営

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	保健所が中心となって、圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場を設置・運営	保健所の保健師が個別ケースを通して地域診断を実施することで、地域課題の早期発見につながっている。
医療	圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場に参加	病院関係者が障害福祉サービス等事業者、行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できるようになっている。
福祉	圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場に参加	病院関係者と行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できるようになっている。
その他関係機関・住民等		

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム 県内推進チーム会議	学識経験者・看護協会・作業療法士会・精神保健福祉士会 自立支援協議会・精神分野NW部会・相談支援事業所 当事者団体会・保健所・精神保健福祉センター・障害福祉課	1～2回/年	体制整備の検討・評価、研修企画、事業の統括	・保健、医療、福祉で顔の見える関係を築くことを目標とする。
地域支援者担当者会議	保健所・圏域アドバイザー・精神保健福祉センター・障害福祉課	1～2回/年	圏域の取組推進に向けた検討・課題の共有と整理	・各圏域の状況や課題の共有・整理を行うことを目標とする。
圏域推進チーム会議	保健所・精神保健福祉センター・精神科医療機関・地域支援事業所	4～12回/年	各圏域の体制整備の検討・評価、研修企画	・個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握、整理が行える。

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

## 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R5年 6月	第1回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議(ウェブ配信)	国の制度や動向について
R5年 6月	精神保健福祉担当者会議	保健所担当者と国や県の動向について共有し意見交換
R5年10月	地域精神保健医療福祉チーム研修	圏域体制整備を構築するための人材に対して、先進地等で実践している講師を招いての研修
R6年 1月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム担当者会議	各保健所で開催されている会議の開催状況や体制構築に係る課題等の共有、検討
R5年 2月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム会議	全県の精神保健医療福祉体制整備に係る課題の検討・取組の評価